

## 満期を経過した郵便貯金の残存状況等のお知らせ

満期を経過した郵便貯金について、次のとおりお知らせいたします。

- ① 郵政民営化前（平成19年9月30日以前）に預け入れていただいたすべての定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、満期を過ぎています。満期を経過した郵便貯金で、払い戻されずに残っている残高は次のとおりです。

### 【満期経過後の郵便貯金残高】

（単位：億円）

元の郵便貯金	令和4年10月末	令和4年9月末
定額郵便貯金	4,888	4,994
定期郵便貯金	299	305
積立郵便貯金	7	8
その他の郵便貯金	46	46
合計	5,242	5,354

注1 積立郵便貯金は、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金を含みます。

注2 単位未満は切り捨てとしているため、合計については一致しないことがあります。

注3 自動継続扱いとしていた定期郵便貯金も、民営化以降（平成19年10月1日以降）は自動継続せず、満期となっていますのでご注意ください。

- ② 満期後20年を経過してもなお払戻しのご請求等がない場合は、お客さまに「**権利消滅のご案内（催告書）**」を送付します。その後2か月を経過しても払戻しのご請求等がない場合、その郵便貯金に関するお客さまの権利は消滅しますので、お早めに払戻しの手続きをしていただきますようお願いいたします。

### 【権利消滅額】

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
権利消滅額	85億円	64億円	369億円	457億円

注：郵便貯金及び払戻証書の合算の権利消滅額。

- ③ 詳細につきましては、「郵政民営化前にお預けいただいた定期性の郵便貯金についてのお知らせ」及び「郵便貯金の払戻しの手続きのご案内」をご覧ください。

[郵政民営化前にお預けいただいた定期性の郵便貯金についてのお知らせ](#)

[郵便貯金の払戻しの手続きのご案内](#)